

位置づけ

- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「大綱」として、子ども・若者ビジョンを作成
- 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの

状況認識

- グローバリズムの進展
多様な価値観をもつ人々との共生が必要
- 情報化の更なる進展
視野等を広げる一方、被害等の負の影響の懸念
- 雇用環境の大きな変化
非正規雇用の増大、フリーター・ニートの数の高止まり
- 経済的格差の拡大と世代をまたがる固定化
「子どもの貧困」問題、若年非正規就業者
- 家庭や地域の養育力の低下、児童虐待被害

策定の考え方

- 社会を構成する重要な「主体」として尊重
- 子ども・若者を中心に据え、地域ネットワークでの成長を支援
- 「すべての子ども・若者と、「困難を抱えている」子ども・若者の両方を支援
- 「今」を生きている子ども・若者を支え、同時に、「将来」をよりよく生きるための成長も支援
- 大人がその役割の重要性を認識し、積極的によりよい社会づくりを推進

基本的な方針

- 憲法及び児童の権利条約に基づき子ども・若者の最善の利益を尊重
- 子ども・若者は、大人と共に生きるパートナー
- 自己を確立し社会の能動的形形成者となるための支援
- 一人一人の状況に応じた総合的な支援を、社会全体で重層的に実施
- 大人社会の在り方の見直し

理念

重点課題

- すべての子ども・若者が生き生きと、幸せに生きていく力を身につけるための取組
- 困難を有する子ども・若者やその家族を支援するための取組
- 地域における多様な担い手の育成

子ども・若者等に対する施策の基本的方向

(1) 困難な状況ごとの取組

- ① ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等
子ども・若者支援地域協議会の設置促進(ネットワークの形成) / 支援に携わる人材養成 / 地域若者サポートステーション事業の実施等
- ② 障害のある子ども・若者の支援
教育・就労支援等 / 発達障害のある者の支援
- ③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
非行防止活動、相談活動の推進 / 薬物乱用防止(再乱用防止等) / 少年院における矯正教育等の充実 / しくい犯罪指導等処遇の充実等
- ④ 子どもの貧困問題への対応
子ども手当、高校の実質無償化、奨学金の充実 / ひとり親家庭への支援 / 貧困の連鎖の防止 / 状況把握等
- ⑤ 困難を有する子ども・若者の居場所づくり
要保護児童の居場所づくり / グループホーム等の居場所づくり
- ⑥ 外国人等特に配慮が必要な子ども・若者の支援
外国人の子どもの教育充実 / 定住外国人の若者の就職促進 / 性同一性障害者等 / 十代の親への支援 / 帰出でない子ども・若者の被害防止・保護

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

- 児童虐待防止対策 / 里親の拡充など社会的養護の充実
- 児童買春、児童ポルノ等の犯罪対策 / 犯罪被害にあった者等への対応
- いじめ被害、自殺対策
- 被害防止教育(メディアリテラシー)の習得、情報モラルの涵養等)等

困難を有する子ども・若者やその家族を支援

- (1) 自己形成支援
・日常生活能力の習得 - 生活習慣の形成、規範意識等の育成等
・多様な活動機会の提供 - 自然体験、芸術・伝統文化体験等
・学力向上 - 基礎学力の保障等 / 高校教育の質の保証
・大学教育等の充実 - 質の高い教育の展開支援等
・経済的支援の充実 - 子ども手当、高校の実質無償化等
- (2) 社会形成・社会参加支援
・社会形成への参画支援 - 社会形成・社会参加に関する教育(シニアシニア教育)の推進
 / 子ども・若者の意見表明機会の確保
・社会参加の促進 - ボランティア活動、国際交流活動等
・健康と安心の確保 - 思春期特有の課題(喫煙、性感感染症等)への対応
 / 健康教育の推進等
- (3) 相談体制の充実 - スクールソーシャルワーカー等の活用等
- (4) 若者の職業的自立、就労等支援
・就業能力・意欲の習得 - キャリア教育、職業教育の体系的な充実
 / ショップ・カード制度の推進等
- ・就労等支援の充実 - 高校生、大学生等に対する就職支援等

すべての子ども・若者の健やかな成長を支援

(1) 環境整備

- ① 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
・保護者等への支援を行う「家庭を開く取組」 - 家庭教育に関する人材養成、相談体制の充実等
・外部の力も活用した「開かれた学校」づくり - 学校支援地域本部やコミュニティ・スクールの設置促進 / スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用等
- ② 放課後の居場所やさまざまな活動の場づくり - 放課後子どもプランの推進等
・犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
・相談体制の充実 - 子ども・若者総合相談センターの体制確保支援 / ノンストップ・ハブ等子どもの相談体制の普及
- ③ 民間団体等の取組の推進 - 国民運動等の取組の推進 / 新しい公共による活動等の支援
・関係機関の機能強化、地域における多様な担い手の育成
・専門職の養成・確保
- ④ 地域における多様な担い手の育成 - 青少年リーダー等の育成 / ビデオ・カウンゼリングの普及等
子ども・若者を取り巻く多様な担い手の育成 / インターネット上の違法情報の取除 / ケーブルや携帯電話をめぐり問題への取組等

(2) 大人社会の在り方の見直し - 雇用・労働の在り方の見直し等

社会全体で支えるための環境整備

今後の施策の推進体制等

- ・子ども・若者に関する実態等の把握等
- ・広報啓発等
- ・国際的な連携・協力
- ・国の関係機関等の連携・協働の促進
- ・関係施策の実施状況の点検・評価
- ・子ども・若者の意見聴取等
- ・ビジョンの見直し(5年を目標)

* 「子ども・若者ビジョン」は、主として学童期以降の施策に重点、「子ども・子育てビジョン」は、乳幼児期を中心とした子どもや子育て家庭に関する施策に重点